

1 命令等の題名

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第18条、第23条第6項及び第28条

3 改正の概要

(1) 雑踏警備及び空港保安警備業務における配置基準の見直し（第2条関係）

特定の種別の警備業務については、当該業務に係る検定合格警備員を場所や区域ごとに一人又は一人以上配置する必要があるところ、ICT等の技術の進展を踏まえ、雑踏警備業務及び空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、ICT等の技術の利用の状況を勘案するものとする。

(2) 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し（第17条関係）

登録講習機関が行う講習会については、講師1人当たりの受講者数が制限（学科講習：40人以下、実技講習：10人以下）されているところ、効率的な講習会の実施により受講者数の増加に資するため、当該制限を撤廃することとする。

4 施行期日

公布の日